

船橋市病院局過半数代表者選出選挙管理委員会要綱

(選挙管理委員会)

第1条 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令に基づく船橋市病院局職員の過半数代表者を選出する選挙に関する手続は、船橋市病院局過半数代表者選出選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が掌理する。

(選挙管理委員会の委員)

第2条 選挙管理委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の者とする。

- (1) 船橋市病院局船橋市立医療センター事務局長（以下「事務局長」という。）
- (2) 船橋市立医療センター職員労働組合から推薦された者
- (3) 船橋市病院局船橋市立医療センター事務局総務課課長補佐

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(選挙管理委員長)

第4条 選挙管理委員長は、事務局長とする。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に過半数代表者の選出等に関する業務を行う。

- (1) 過半数代表者を新たに選出するとき。
- (2) 過半数代表者の任期が満了するとき。
- (3) 過半数代表者の辞任の申出を選挙管理委員会が承認したとき。
- (4) 過半数代表者が欠けたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

(船橋市立医療センター過半数代表者選出選挙管理委員会要綱の廃止)

- 2 船橋市立医療センター過半数代表者選出選挙管理委員会要綱（平成21年3月13日制定）は、この要綱の施行の日から廃止する。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成25年1月31日から施行する。